

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和8年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
1	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	発注者支援業務受注者	修正設計での変更箇所が多く、図面や数量の変更作業は事務所から指示してほしい。	①協議書(協議・指示書等)【ケース3】に「設計図書(協議)の照査範囲を超える資料の作成については、契約書19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」と記載しているとおりましたが、少なくとも当初発注時の不足分の資料については発注担当課で行うように徹底します。
2	①協議書(協議・指示書等)	香川県	工事受注者	現場技術員より発注図面は未だ提供されず、完成図はともかく変更図面、指示図面に至るまですべて作成を依頼される	①協議書(協議・指示書等)【ケース1】に「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。」と契約書18条の役割分担に基づき記載されていることから、個別に指導徹底します。
3	①協議書(協議・指示書等)	香川県	工事受注者	設計照査や総括打合せ時(協議時)に作った資料や図面作成において通常コンサル対応の物を作成した場合、作成費用等を協議等で請求できるようにルール作りをお願いしたい。(自分で作る必要はないが、外部に依頼すると時間が掛ってしまう為。)	①協議書(協議・指示書等)【ケース1】に「…やむを得ない場合においては、受注者に依頼する場合があります。」「なお、これに伴い、設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)及び工期延期の必要が生じた場合については、変更契約で対応します。」と記載しており、協議等に基づき適切に対応します。
4	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	受注後に数量が大きく変わった時点で速やかに変更契約をさせてほしい。	①協議書(協議・指示書等)に「大幅な内容変更が生じた場合など、受注者間で協議を行い、適宜変更契約を行います。」と記載しているほか、「発注者の心得」の「(5)設計変更協議会の開催」の中でも「本来は協議書毎(内容変更毎)に変更契約を行う必要があることを念頭に置き、大幅な内容変更が生じた場合など受注者間で協議を行い適宜変更を行うこと。」と記載しており、適切に運用されるように指導徹底を行います。
5	①協議書(協議・指示書等)	香川県	工事受注者	工程が厳しい場合は柔軟な対応をお願いします。	「発注者の心得」工事実施段階「(3)適正工期の確保」に「原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にし対応すること。」「設計の見直し等で工事着手までに期間を要する場合は、速やかに工事の一時中止手続きを行い適正工期を確保すること。」と記載しており、適正工期の確保に努めます。 なお、契約書第22条(受注者の請求による工期の延長)においても「受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。」となっており、受注者協議により工期変更を行うことができます。
6	①協議書(協議・指示書等)	高知県	発注者支援業務受注者	所内の設計変更の手続きに時間を要する場合がありますので、決済等の簡素化は可能でしょうか。	①協議書(協議・指示書等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているとおりましたが、総括打合せ前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、①協議書【ケース1】に記載しているとおりの設計等時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
7	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	協議書における工事費増減額はあくまで概算でいいですが、正式な見積書の添付まで求められた上に精算変更時に再度新たに見積書まで要求してくる。※簡素化とは…	協議書に記載する概算金額に関しては、受注者発議において、特別な場合(受注者主導での提案等)のみ記載を求めているものであり、それ以外は指示時点で発注者側が概算額を記載することとしています。ただし、前者の場合は必要に応じて見積もり等の根拠を求める場合があります。
8	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	使用する材料で、当初に数量がなく特記仕様書にて協議を行って実施するとあります。当初から暫定で組み込めないでしょうか？資料作成から協議と時間がかかります。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているとおりの現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより、明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させます。
9	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	発注者支援業務受注者	特記仕様書に記載のある協議項目が多すぎる。発注までに解決しない、解決の方針を決定し、総括打合せ時にあらかじめ指示が整うように発注者職員、設計コンサル、支援業務が相互協力をしていかなければ、進歩はないと思う。そのための体制作り(悪までの主導権は、職員であるが、リーダー的存在が見受けられない状況が多い。)が必須である。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」と記載しているとおりの対応することを徹底するとともに、「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているとおりの現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
10	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	総括指示で指示図面をいただけることになってはいますが、上がってくるのに時間がかかっています。なるべく早くいただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているとおりの現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより、明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させます。 また、「当初発注に反映できなかった場合においては、速やかに総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているとおりの時間の短縮に努めます。
11	①協議書(協議・指示書等)	高知県	工事受注者	明らかに設計図書の脱漏であったが、別途協議で指示をもらうことが出来なかった。段取りもあるので早めに決めて、指示をもらいたい。	契約書第18条第3項に「調査終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」と記載されています。適性に対応するように指導徹底します。
12	①協議書(協議・指示書等)	徳島県		指示書について、具体的な数量が分からない時がある。内訳書や数量計算書等の具体的な数量が分かる資料を添付して頂きたい。	①協議書(協議・指示書等)に「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ…」と記載されているとおりの指示書は変更契約の代替として実施しているものであり、設計図書(発注図面、特記仕様書、工事数量総括表)をベースに行うことが基本であり、事象に応じて必要なものを添付して指示することを徹底するとともに、その他資料(根拠、展開図等)については、参考資料として添付するように周知徹底を図ります。
13	①協議書(協議・指示書等)	高知県	発注者支援業務受注者	総括打合せ時に地元に関する確認事項の回答が遅すぎます。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「当初発注に反映できなかった場合においては、速やかに総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているとおりの速やかな回答に努めます。
14	①協議書(協議・指示書等)	高知県	工事受注者	本工事施工範囲外(追加変更予定)の工事で、他の工事業者と同時期に作業する場合、工事が錯綜しないよう早めに施工日程、範囲等を早期確定、御指示いただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されており、速やかな対応に努めます。
15	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	受注者も図面等の資料を作成することで照査できるので、発注者との連携で作業をする方が良いのではと感じました。	契約書18条や共通仕様書において、照査を受注者に求めており(照査範囲を超えるものは除く)、事実が確認できる資料(現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含む)により、監督職員にその確認を請求することとなっています。 ※設計図との対比図は適正化指針に記載しているとおりの契約図面(指示図面を含む)を基に変更設計図を意図して作成契約書等に基づく役割分担により行っていますが、②協議書(協議・指示書)【ケース1】に「設計図書に時間を要する場合は、…。なお、これに伴い、設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)及び工期延期の必要が生じた場合については、変更契約にて対応します。」と記載されており、受注者に協力をお願いする場合はご協力をお願いします。
16	①協議書(協議・指示書等)	高知県	工事受注者	いまだに協議書の過度な作り込みや、概算金額の細かい算出根拠を求められることがある。	①協議書【ケース3】に記載のとおり、協議書の添付資料については、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には「現地地形図、設計図と対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」とされていますが、過度な要求をするものではないことも合わせて徹底します。 なお、協議書に記載する概算金額に関しては、受注者発議において、特別な場合(受注者主導での提案等)のみ記載を求めているものであり、それ以外は指示時点で発注者側が概算額を記載することとしています。ただし、前者の場合は必要に応じて見積もり等の根拠を求める場合があります。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
17	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	協議書の添付資料について、必要最低限にしてほしい。	①協議書【ケース3】に「協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを指導徹底します。」「必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図の照査に記載のとおり、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、…従わなければならない」とされていますが、…徹底します。」と記載しておりその徹底を図ります。なお、協議書においては適正な事実が確認できる資料の提出が前提になりますのでご注意ください。 ※設計図との対比図は、契約図面(指示図面含む)を基に変更設計図を意識して作成(協議の対象は契約図面がベース、施工図等のその他の資料は参考添付の扱い)
18	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	最低限の資料で、納得してくれる所と誰が見ても分かるようにと資料を求められるところがある。	①協議書【ケース3】に「協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを指導徹底します。」「必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図の照査に記載のとおり、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、…従わなければならない」とされていますが、…徹底します。」と記載しておりその徹底を図ります。なお、協議書においては適正な事実が確認できる資料の提出が前提になりますのでご注意ください。 ※設計図との対比図は、契約図面(指示図面含む)を基に変更設計図を意識して作成(協議の対象は契約図面がベース、施工図等のその他の資料は参考添付の扱い)
19	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	詳細の詳細の詳細を作成しているのに、ASP発議以前に時間を要していると思えます。現在も紙ベースがあるのは仕方ないことだと思っております。	①協議書(協議・指示書等)に「協議書の添付資料については、必要最小限にすることを徹底します。」「必要最小限な資料は、…徹底します。」と記載しており、必要以外の資料を求めないことを徹底します。 なお、ASPを原則として活用することとしていることからご協力をお願いします。ただし、紙ベースでの事前協議を否定するものではありません。
20	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	数量の変更等の、指示が紙で行われるため、時間がかかる。	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
21	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	協議・指示の処理をASPでなく未だに紙ベースで行っている。処理に時間が掛かるのでASPで処理してもらいたい。	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
22	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	指示の処理を一部ASPでなく未だに紙ベースで行っている。また、回答までにかなり時間を要している。	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
23	①協議書(協議・指示書等)	高知県	発注者	金額の大きい協議は、事務所長決裁が必要となり紙ベースで処理することが多い	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
24	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	発注者支援業務受注者	協議・指示の処理をASPでなく未だに紙ベースで行っている。処理に時間が掛かるのでASPで処理してもらいたい。	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
25	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	協議・指示の処理をASPで行っているが、一部金額の高い協議においては紙ベースとなっており、混合している。後処理を考えると統一してほしいです。	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
26	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	紙の書類はASPで処理してもらいたい。	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
27	①協議書(協議・指示書等)	香川県	発注者支援業務受注者	事務所発議の指示書が、事務所によってはASPで対応していないので改善していただきたい。	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
28	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	発注者	可能な限りASPで処理する。	土木工事共通仕様書(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再度周知徹底を行います。 なお、受発注者間及び発注者内部での説明に使用する資料はASP上から出力すればよく、ASPの使用が否定される場合については、目安箱等をご活用ください。
29	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	総括打合せ時に工事問題点(協議)の回答があるのに再度協議書として提出しなければならぬ。	①協議書【ケース2】に「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されていることが前提となります。」「基本的には、総括打合せ指示としますが…」と記載しているとおりでありますが、その資料の不足等があれば、概念を示した上で、あらためて協議を求めることがあります。 なお、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することが困難である場合は、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
30	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	ASPにおいて、協議書に指示で返された場合、受注者側がもう1回、受理等が必要でないか	受注者からの協議事項に対して、そのまま指示に替える場合については受理の処理は不要です。ただし、一端受理した上で発注者発議で指示を行う場合や協議ではなく発注者発議の指示を行う場合は受注者は承諾の処理を行うこととしています。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
31	①協議書(協議・指示書等)	香川県	工事受注者	総括時に提出した協議内容の指示を早めに頂きたい。	①協議書(協議・指示等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているのとおり徹底します。なお、総括打合せ前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、①協議書【ケース1】に記載しているのとおり、設計等時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
32	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	発注者	未だに総括打合せ事項が「別途協議」の回答がある。	①協議書【ケース2】に「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認出来る資料が提出されていることが前提となります。」「基本的には、総括打合せ指示としますが…」と記載しているのとおりであるが、その資料の不足等があれば、概念を示した上で、あらためて協議を求めることがあります。 なお、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することが困難である場合は、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
33	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	総括打合せの回答に別途協議という記載があるが、総括打合せの回答時に協議が不要となるような回答がほしいです。	①協議書【ケース2】に「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認出来る資料が提出されていることが前提となります。」「基本的には、総括打合せ指示としますが…」と記載しているのとおりであるが、その資料の不足等があれば、概念を示した上で、あらためて協議を求めることがあります。 なお、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することが困難である場合は、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
34	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	総括打合せ時に確認した項目を再度協議書として工事打合せ簿にて協議するのはいかがなものか	①協議書【ケース2】に「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認出来る資料が提出されていることが前提となります。」「基本的には、総括打合せ指示としますが…」と記載しているのとおりであるが、その資料の不足等があれば、概念を示した上で、あらためて協議を求めることがあります。 なお、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することが困難である場合は、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
35	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	総括指示としてもらうとその後の重複して協議書作成が省ける	①協議書【ケース2】に「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認出来る資料が提出されていることが前提となります。」「基本的には、総括打合せ指示としますが…」と記載しているのとおりであるが、その資料の不足等があれば、概念を示した上で、あらためて協議を求めることがあります。 なお、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することが困難である場合は、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
36	①協議書(協議・指示書等)	高知県	発注者	多くの質問や意見等に関し、周知徹底や指導しますといった回答でそれしかないこともわかりますが、受注者側の協議書類の件数や量は増えているように思います。	「工事関係書類等の適正化指針」の周知徹底を図るとともに、本局主導で各事務所に対し、体制の改善を指導します。
37	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	協議指示の内容が実態と異なり、再度協議書を必要とする場合があり二度手間に感じたことがあった。	発注者発議の指示並びに受注者からの協議に基づき指示があるが、指示は発注者で作成するものであり、適切な指示となるように努めます。なお、共通仕様書(設計図書の照査等)にも記載されているとおり、受注者は、施工前(当初設計)及び施工途中(指示)において自らの負担により設計図書の照査を行うこととなっており、場合によっては再協議も必要となりますのでご理解ください。
38	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	発注者支援業務受注者	ASPの協議・指示において、発注者側で処理が止まっている事が多々あります。閲覧してから止まっているのではなく、閲覧さえもしていない状態です。早く処理して頂きたい。	①協議書(協議・指示等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているのとおり徹底します。なお、総括打合せ前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、①協議書【ケース1】に記載しているのとおり、設計等時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
39	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	発注者支援業務受注者	ASPにて指示書を閲覧するが、承認までに時間がかかる。	①協議書(協議・指示等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているのとおり徹底します。なお、総括打合せ前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、①協議書【ケース1】に記載しているのとおり、設計等時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
40	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	指示書には必ずと言って別途協議に応じて記載されている。なるべくならその指示書でほとんどを完結してほしい。 指示書を頂くまでの時間をもう少し短縮して欲しい。	①協議書【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認出来る資料が提出されていることが前提となります。」「と記載されており、事実が確認出来る資料が提出されていることが前提となります。」「と記載されており徹底を図るが、総括打合せ前等に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。ただし、事実が確認できる資料に不足等があれば、概念を示した上で、あらためて協議を求めることがあります。 また、契約書18条第3項に「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」と規定されており、その主旨を発注担当課、監督職員等に指導徹底します。
41	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	発注者支援業務受注者	協議書や指示書等を起案する前に、関係各位へ内容を共有し、起案が必要かどうかを確認したうえでASPを利用することとした方が、差し戻し等の作業が増えないため、改善できればと考えています。	①協議書(協議・指示等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているのとおりであり、総括打合せに限定しているものではなく、個々の指示・協議についても同様な対応が必要であると考えています。以上を踏まえ、協議前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、発注者側への周知を徹底します。
42	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	総括指示で指示しますと連絡があり指示図面を先に確認で送ってくれたが、全然指示図面になってない受注者で確認し修正作図した。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「発注図(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう指導します。また、併せてCAD製図基準への適合確認を行います。」と記載されているとおり徹底します。 ただし、指示図面等が相当不正確な場合を除き、共通仕様書(設計図書の照査)にも記載しているのとおり受注者として施工途中(変更契約、指示)においても照査を行う必要もありますのでご注意ください。
43	①協議書(協議・指示書等)	高知県	工事受注者	維持工事の指示及び完了報告は件数が多くなるので、まとめて処理できないか。	特記仕様書に記載されているとおり、維持工事の内容は基本的に指定工種であり、指示書毎に検査(確認)を行い出来形に相違ないものと確認した後の管理は発注者が行うこととなっています。その都度、確認をして管理を引き継がないと、受注者に過度な負担が生じることとなることからまとめて処理することができません。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
44	①協議書(協議・指示書等)	高知県	工事受注者	協議資料提出後、1ヶ月後に事務所決裁時に修正依頼のケースが多い。早い段階での回答をいただきたいです。	①協議書(協議・指示書等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているのとおり徹底します。なお、総括打合せ前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、①協議書【ケース1】に記載しているのとおり、設計等時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
45	①協議書(協議・指示書等)	高知県	発注者支援業務受注者	協議や総括打合せ時での回答等をワンデーレスポンスの徹底をお願いしたい。	共通仕様書のほか、「四国地方整備局のワンデーレスポンス実施方針」に基づき適切に実施するよう周知徹底します。
46	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	発注者支援業務受注者	期日を求める書類でお願いしても同じ人のところで止まっている。ワンデーレスポンスを心がけて頂きたい。	共通仕様書のほか、「四国地方整備局のワンデーレスポンス実施方針」に基づき適切に実施するよう周知徹底します。
47	①協議書(協議・指示書等)	愛媛県	工事受注者	ワンデーレスポンスの意識が低く、全然返答がない。	共通仕様書のほか、「四国地方整備局のワンデーレスポンス実施方針」に基づき適切に実施するよう周知徹底します。
48	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	ワンデーレスポンスのはずが書類が回るのが遅い	共通仕様書のほか、「四国地方整備局のワンデーレスポンス実施方針」に基づき適切に実施するよう周知徹底します。
49	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	協議書の決済に時間が掛かることが多い。決裁後、下請契約や材料の手配・施工計画書等の書類作成に時間が必要となるため早く決裁してもらいたい。	①協議書(協議・指示書等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているのとおり徹底します。なお、総括打合せ前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、①協議書【ケース1】に記載しているのとおり、設計等時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
50	①協議書(協議・指示書等)	香川県	工事受注者	現場技術員に、指示資料はもちろん概算金額まで作成を要求される	①協議書【ケース3】に記載のとおり、協議書の添付資料については、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には「現地地形図、設計図と対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」とされていますが、過度な要求をするものではないことも合わせて徹底します。 なお、協議書に記載する概算金額に関しては、受注者発議において、特別な場合(受注者主導での提案等)のみ記載を求めているものであり、それ以外には指示時点で発注者側が概算額を記載することとしています。ただし、前者の場合は必要に応じて見積もり等の根拠を求める場合があります。
51	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	協議書を作成し、回答期限を設けていても2か月過ぎようが回答がない。口頭での回答もない。総括打合せを6月末に行って現時点で総括の回答が正式な書面で返ってきません。そのような総括打合せは必要ないと思います。	①協議書(協議・指示書等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているのとおり徹底します。なお、総括打合せ前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、①協議書【ケース1】に記載しているのとおり、設計等時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
52	①協議書(協議・指示書等)	徳島県	工事受注者	総括打合せの必要性に疑問がある。現状、実施時期の縛りはないが暗黙のルールのようなものがあり受注後1か月前後で実施しなければならない空気を感じる。ある程度の質疑がまとまった段階で都度協議での良いかと思います。	総括打合せの実施時期に契約後1ヶ月という規定はありません。 特記仕様書に記載しているのとおり、「工事(準備工を除く)施工に先立ち、総括打合せを行うことを基本とするが、受発注者調整のもと、総括打合せが必要ないと判断した場合は省略できるものとする。」「なお、本打合せにおいては、主に契約書第18条に基づく通知・確認を行うものとする。また、総括打合せは必要最低限の確認すべき事項を調整する打合せであり、特別なものを除き施工計画書の内容を確認するものではない。」としています。 なお、総括打合せ時において、確認できる資料を作成することが困難な場合等、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的なケースもありますので、適宜対応して下さい。
53	①協議書(協議・指示書等)	高知県	工事受注者	P3(ケース3)工事打合せ簿(協議書)の作成提出後の修正に負担がかかる	②発注内容・設計照査【ケース3】に「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」と記載されているとおり、契約書第18条の照査で求めている事実が確認できる資料以外のものについては受注者に求めないように指導徹底します。 ※事実が確認できる資料の設計図との対比図は、契約図面(指示図面含む)を基に変更設計図を意図して作成(協議の対象は契約図面がベース、施工図等のその他の資料は参考添付の扱い) また、②発注内容・設計照査【ケース1】に「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。
54	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	今回工事にて、護岸側鋼矢板打込みをパイプロで打込む旨を特記仕様書に記載されており、設計成果内にも支障となる内容は記載されていなかったが、近隣住民からのクレームが入り役所に確認を取ると家屋調査報告書があり、その中で倒壊の危険性がある家屋があることが判明しました。報告書等があるならば設計成果内に保管するか打込む前に資料提供して頂きたかった事案です。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。
55	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	緊急を要する災害復旧工事以外の工事で概算発注はなくてほしい。明かに抜けている工種があったりダミーの数量での発注等で、受注後に大幅に変更になっている。	緊急を要する災害復旧工事以外については、極力概算発注とならないように努めるが、補正予算等でやむを得ないケースもありますのでご理解をお願いします。 ただし、②発注内容・設計照査【ケース1】に「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。」と記載しているのとおり早い段階で変更契約を行うよう対応します。
56	②発注内容・設計照査	香川県	発注者支援業務受注者	当初特記仕様書に「追加工事」の予定を記載しているが、具体的な記載がないこともあり、速やかに指示が出されていない。工事受注者からの質問に回答できないほか、工事受注者も施工準備ができないこともあり、指示予定日など具体的に特記仕様書に記載していただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」「と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させます。
57	②発注内容・設計照査	香川県	発注者支援業務受注者	関係機関協議が整っていない状態や支障物が撤去されていない状態で工事発注されるケースが多く工事着手が遅れる問題が生じる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
58	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	工事を発注して受注業者が決まってから地元協議をしている。着手までに時間がかりすぎる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
59	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	支障物があるのは明確な場合で、関係機関等との事前協議が出来ていないことがあります	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
60	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	今まで何回も意見していた支障物件が、発注内容に反映されていない	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
61	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	地元挨拶等を行った際に要望で構造変更になる場合がある。用地買収時などと同じ内容要望がでている時は設計に反映してほしい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
62	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	用地買収時に出ている要望を地元挨拶時等で再度要望されるが、設計に反映されていない。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
63	②発注内容・設計照査	高知県	発注者	地元や関係機関との協議が不十分なまま工事が発注されている。事前に協議を終わらせておいて欲しい	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
64	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	地権者への事前説明の時期が数年単位で以前の為、当初計画と修正計画において大きなずれが生じており、話の食い違いから、計画自体の見直しを迫られた。よって、発注段階にて発注者から地権者への事前説明は行っておいて欲しい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」と記載しており、発注後に問題が生じないように、発注段階において、必要に応じて地元関係者等への事前説明に努めます。また、②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
65	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	工事発注前に工事内容等について地元(地権者)へ詳細に説明し、施工中に変更がないようにしていただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」と記載しており、発注後に問題が生じないように、発注段階において、必要に応じて地元関係者等への事前説明に努めます。また、②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
66	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	工事発注前に工事内容等について地権者(地元)へ詳細な説明および了承を得て発注して頂きたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」と記載しており、発注後に問題が生じないように、発注段階において、必要に応じて地元関係者等への事前説明に努めます。また、②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
67	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	工事を進める中で必要な構造物があるのに設計が間に合わず、進捗が遅れる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
68	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	継続工事で工事を行っているが、前工事で提出した完成図が発注図に生かされていないので発注時に確認の徹底をしていただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「記載している」とおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
69	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	前工事の変更や現況が完成図に反映されていない、次工事の設計図書との照査で問題が出てくる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「記載している」とおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
70	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	発注図面と前年度工事の完成図面が不整合である場合が多い。発注時期との関係もあるのですが発注図面を作成する時点で整合性のある図面にしてほしい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「記載している」とおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
71	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	前工事の完成図が反映されていない。前工事の終点測点でズレがあり、協議に時間を費やした。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「記載している」とおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
72	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	継続した工事では、前年度工事の完成図が発注図や数量計算書に反映されていない。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「記載している」とおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
73	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	最終修正設計を盛り込んだものを発注図として頂きたい。今回の発注図は修正設計を細かく反映していなかったため施工図・ICTの設計を作成するのに時間を要しました。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在『工事発注前検討会①の運用』に関する実務資料を作成中です。
74	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	完成工事の完成図面が反映されていない設計図面が多くあり変更の書類作成等の作業が増えるため設計図面に反映して頂きたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在『工事発注前検討会①の運用』に関する実務資料を作成中です。
75	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	施工方法の記載に構造計算での根拠を求められる事がある。根拠を追求されると設計会社に依頼する必要があるため別途費用が発生し負担が増加する。	②発注内容・設計照査【ケース2】に「工事の発注において、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、照査の範囲を超える場合は、受注者に設計根拠の確認を行わせないようにします。」と記載されており、契約書第18条の照査以外のものについては受注者に求めないように指導徹底します。なお、やむを得ず受注者に依頼する場合は、その設計に必要な経費は変更契約にて対応する旨を合わせて指導します。(①協議書(協議・指示等)【ケース1】)
76	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	過去の類似工事に協議した内容が現在の設計に反映されていない。毎回同じ協議をしなければならぬのか。設計段階で過去の協議内容を踏まえた発注ができないか。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現地状況と合致したものとなるように設計図書の充実を図ります。 また、協議については必要なく、発注者から指示を行います。
77	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	設計成果と現地構造物計上が合致しないことが多々見られます。設計段階にてもう少し詳細調査をお願いしたいです。	現場施工を意識した設計を目的として「発注者の心得」設計段階実務とし策定した「設計照査のポイント」により発注者と設計業務受注者が共通の認識を持つことは勿論のこと、詳細設計照査要領によりしっかりと確認を行うことにより設計成果の品質の向上に努めます。
78	②発注内容・設計照査	徳島県	発注者支援業務受注者	現在、工事発注前検討会を実施していただいておりますので、以前に比べて発注が実態にあうようになってきました。しかしながら、予算の都合上カットされる部分もまだまだ見受けられますのでなるべく実態に近いように発注していただくと、大幅な変更額や協議、指示の作成にかかる手間、時間が省けるようになると思われまます。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。
79	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	当初発注から内容が変わりすぎる、計画が大幅に変わるので準備に時間がかかる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在『工事発注前検討会①の運用』に関する実務資料を作成中です。
80	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	施工時期について、発注内容の明確化、発注図書の精度向上に期待したい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在『工事発注前検討会①の運用』に関する実務資料を作成中です。
81	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	発注段階でもっと工事のことについて計画をしてほしい(すぐに2割以上お金がいつてしまう)	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図面に反映させます。
82	②発注内容・設計照査	高知県	発注者支援業務受注者	概算発注、修正設計で指示することはやむを得ない場合があるのは承知だが、それに伴う指示の増額分に関して、請負金額から5%程度増額される場合がある。入契約の関係から他の協議指示に関して、増額幅が減り現場が困るといったことが再三発生している。概算発注分については見込みで、当初金額に入れて欲しい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図面に反映させます。
83	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	発注時に修正設計中などで契約後指示が来る。発注工事内容に対して指示内容のほうが施工にかかる場合があるため、せめて内容の開示だけはしておいてほしい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図面に反映させます。
84	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	特記仕様書で修正設計中で追加指示の記載がある場合があるが、発注前に工事内容に含めておいてほしい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図面に反映させます。
85	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	工事を受注した段階で、最終の計画設計が反映されていない場合があるため、最新の計画で発注してもらいたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図面に反映させます。
86	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	継続工事での発注だと思えますが、発注図面と現場との整合が取れていない箇所が見受けられる。過年度完成工事での発注図にして頂きたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在『工事発注前検討会①の運用』に関する実務資料を作成中です。
87	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	発注図面が現地と一致していない 事業が長く発注図面が古く工事開始が遅れた	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図面に反映させます。
88	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	未だに発注図面に過年度工事の内容が反映していない図面が多いと思われる。特	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在『工事発注前検討会①の運用』に関する実務資料を作成中です。
89	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	設計図書が過年度の成果が反映されていないことがよくある。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在『工事発注前検討会①の運用』に関する実務資料を作成中です。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
90	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	設計図書(設計図面):変更時は概ね協議となり、時間に猶予が無い場合(当初設計より金額が多くなる)は概ね承諾となるが、元は詳細設計の不備によるものが多い。安価な構造体が多いので書類作成に対する費用効果はほとんどない。設計段階で考慮いただければ随分書類作成時間が削減できると考えます。	現場施工を意識した設計を目的として「発注者の心得」設計段階実務とし策定した「設計照査のポイント」により発注者と設計業務受注者が共通の認識を持つことは勿論のこと、詳細設計照査要領によりしっかりと確認を行うことにより設計成果の品質の向上に努めます。 また、②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。
91	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	当初設計漏れにより増額になり、増額3割の制約で必要な協議ができない。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
92	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	設計図面の横断面図が1つしかないのは、全体を把握しにくい。繊細な当初設計をお願いしたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「発注図面(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないように指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
93	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	設計業務での数量計算書を利用し、工事範囲以外を黒塗りしたり数字を0にしただけの計算書をいただくことがある。受注した工事範囲に合わせた解りやすい計算書をいただきたい。	数量計算書は設計図書ではなく貸与しているものですが、出来る限り分かりやすい資料の提供に努めます。
94	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	工事を受注した直後に大幅な変更(追加)となる場合がある。受注時に想定していた施工計画書や工程表を見直す必要となり、変更作成に時間を要することとなる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
95	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	発注段階の設計において問題点が多く、その都度、協議や指示による変更を伴うため施工計画書を含めた書類作成により膨大な労力がかかっている。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
96	②発注内容・設計照査	愛媛県	発注者支援業務受注者	設計成果品と現場の不整合が多いため修正設計が多く現場が手待ちになることが多い。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
97	②発注内容・設計照査	愛媛県	発注者支援業務受注者	金額合わせてダミー数量で計上されていたりするが、あまりにひどく減額となることがある。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに総括打合せにおいて具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。」と記載しているのとおり早い段階で変更契約を行うように対応します。 また、②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。
98	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	変更が想定される工事において追加予定日の明示はあるが、明示期間より遅れることが多いため、遅れるのであれば工期も考慮してほしい。	①協議書(協議・指示等)【ケース1】に「大幅な内容変更が生じた場合など、受発注者間で協議を行い、適宜変更契約を行います。」と記載されているほか、発注者の心得の工事実施段階に「(3)適正工期の確保」する旨の記載されており、変更契約等により適正な工期の確保を行います。
99	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	施工性を考慮して、必要と思われる仮設は設計に反映して頂きたい。協議用書類の作成が減らない。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
100	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	現場条件より、施工困難な工種を発注数量に入れている場合、総括打合せ時の18条協議資料を作成する労力が無駄になることがある。可能な範囲でフレコよいので情報を教えてほしい。概算発注の曖昧な工種も同様です。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
101	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	発注図の間違いや基準書との不一致があり、修正をしなければいけない。また過年度工事でも変更されている内容についても変更されずに特記仕様書等に記載されている。本来発注者側及びコンサル等が把握していないといけない内容が受注者が把握しているのみになっているため、説明資料等も作成しなければならぬ。そういった内容については口頭で伝え指示変更をお願いしたいです。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
102	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	発注時の設計が悪く、工事費が大幅に変更になるとのことで当初入札時に契約していた工区が一斉に除外され予定していた業者に迷惑を掛けた。今後そのようなことが無いようにしてほしい。発注時の設計をもっと事務所および工事監督関係者と共有し数量の見落とし等がないようにしてほしい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
103	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	関連工事がある場合、指示内容が関連工事のために整合が取れなくなる場合があっても修正指示がない。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているのとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させます。
104	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	設計照査は、CAD図面(PDFでは、わかりづらい)数量計算書が必要であり、受注後すぐに、手に入るよう準備したい。手に入るまで 時間がかかり 設計照査に時間がかかり 着手が遅れる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「発注図面(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないように指導します。また、併せてCAD製図基準への適合確認を行います。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図るとともにCAD製図基準の適合にも務めます。
105	②発注内容・設計照査	愛媛県	発注者支援業務受注者	予算等難しいとは思いますが、発注内容が確定してから発注手続きを開始してもらえば、変更等の手間も減るのではないかと思います。	緊急を要する災害復旧工事以外については、極力概算発注とならないように努めるが、補正予算等でやむを得ないケースもありご理解いただきたい。 なお、②発注内容・設計照査【ケース1】に「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに総括打合せにおいて具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。」と記載しているのとおり現場が止まらないように早い段階で変更契約を行うように対応します。
106	②発注内容・設計照査	愛媛県	発注者支援業務受注者	予算等の都合で難しいとは思いますが、発注内容が決まってから発注手続きを開始してもらえると変更等の手間が少なくなるのではないかと思います。	緊急を要する災害復旧工事以外については、極力概算発注とならないように努めるが、補正予算等でやむを得ないケースもありご理解いただきたい。 なお、②発注内容・設計照査【ケース1】に「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに総括打合せにおいて具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。」と記載しているのとおり現場が止まらないように早い段階で変更契約を行うように対応します。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
107	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	受注後にコンサル設計待ちとなり数ヶ月手待ちとなる。着手できる時期を明確にしてほしい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させます。
108	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	工事受注後に、コンサルによる耐震照査が別途行われることになり、着手に遅延が生じた。耐震照査のような重要な内容は実施設計時に完了しておかなければ、発注者と受注者双方にデメリットが無いのではないかと。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させます。また、現場施工を意識した設計を目的として「発注者の心得」設計段階実務として策定した「設計照査のポイント」により発注者と設計業務受注者が共通の認識を持つことは勿論のこと、詳細設計照査要領によりしっかりと確認を行うことにより設計成果の品質の向上に努めます。
109	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	発注内容と現地条件との違いが大きく仮設工の追加や構造変更等の協議書類が多くなっている。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
110	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	発注段階で現場特性を反映してほしい。準備段階での出戻りが大きいと思われる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
111	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	発注時の設計図書の誤謬が多く精度の高い設計図書を頂きたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
112	②発注内容・設計照査	徳島県	発注者支援業務受注者	いまだに現地を確認しないで発注しており、工事が始まってから電柱の移設を行っている。一度は現地を確認したうえで発注をお願いしたい。仮設計画も行ってないケースもあり、仮設計画から始めるケースもある。仮設工で費用が膨らむので、2割入契の話もある事から途中で工事を打ち切れることも発生している。とりえず発注して業者が決まれば、あとは出張所や監督官詰所での対応をしてくれると言うことを前提に工事を発注しないでいただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
113	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	現場確認すれば上空支障物の存在が一目瞭然であるのに対し発注までに対策がなされておらず施工までに余計な時間を要するので、設計時点でこれらを考慮した図面や発注までに処置をして頂きたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
114	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	概算発注や修正設計の必要性については理解しますが、当初から施工条件が不確定となる場合は、余裕期間や準備期間に十分な準備(施工打合せや機材発注等)が行えず、指示が発議され次第に準備無く着手することを余儀なくされる状況があります。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」の工事実施段階に「(3)適正工期の確保」を行う旨も記載されているとおり、状況に応じて適切に対応します。
115	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	関連工事は工事件名のみ提示されているが、遠隔監視、操作の対象機場となる機場は、試運転など日程調整が必要な場合もあり、機場名、作業内容等を提示してほしい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「発注図面(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないように指導します。」を徹底するとともに、工事に影響する必要な情報については、できるだけ詳細な条件明示を行います。
116	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	対応に記載されているようにしてもらいたい。できていないので変更が多くなり、工期が大きく延期となる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「あらかじめ変更(追加)が「想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」の工事実施段階に「(3)適正工期の確保」を行う旨も記載されているとおり、状況に応じて適切に対応します。
117	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	当初設計において問題点が多く、それに伴う作業(打合せ、協議等)に時間を要している。また書類の共有(ASP)しているが、決済スピードが遅いので工程調整が組みにくい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
118	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	特記仕様書 関連工事との調整に国土交通省の工事以外にも調整が必要な工事(例NEXCO)を記載して頂きたい。工程に影響される事案が多々あります。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
119	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	維持工事なので概算発注なのは理解できますが、詳細が書いていない以上わざわざ18条にて詳細資料を求めざるをえない状況です。必要工種の数量で調整するなどの対応をできればしていただきたい。	維持工事の指示書は特別な場合を除き、発注者が設計図書を作成し対応することが基本であり契約書第18条協議は必要ありません。なお、②協議書(協議・指示等)【ケース1】に「設計図書に時間を要する場合は、…なお、これに伴い、設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)及び工期延期の必要が生じた場合については、変更契約にて対応します。」と記載されており、費用を負担した上で、受注者に協力をお願いする場合は図面等の作成にご協力をお願いします。
120	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	既設構造物への擦り付け方や、どこに対象構造物ができるかが2DCADではわからないことがある。直ぐには無理と思うが、3DCADデータでの発注ができるようになればいいと思う。	令和5年度よりBIM/CIM原則適用としており、詳細設計においては原則3次元データを作成することとしておりますが、時間を要するため、すべてに対応することが困難であることにはご理解下さい
121	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	工場製作で活用するデータ連携は、試行工事ではあるが発注時に完成度の高いXMLデータが必要となる。	鋼橋における設計システムと生産情報システムのデータ連携については試行工事であり、ご意見を伺いながら進めたいと考えております。
122	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	照査結果について、確認資料の作成に多大な労力がかかる。	①協議書【ケース3】に「協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを指導徹底します。」、「必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2設計図の照査に記載のとおり、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、…従わなければならない」とされていますが、…徹底します。」と記載しておりその徹底を図ります。なお、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者の指示によることとし、受注者に求めないことも指導徹底します。 ※設計図との対比図は、契約図面(指示図面含む)を基に変更設計図を意図して作成(協議の対象は契約図面がベース、施工図等のその他の資料は参考添付の扱い)

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
123	②発注内容・設計照査	徳島県	工事受注者	設計変更事案がある場合は、一時中止を含め指示願いたい。	設計変更については「直轄請負工事における設計変更ガイドライン(案)」、工事の一時中止については「工事一時中止に係るガイドライン(案)」により適正に対応します。 また、「発注者の心得」の工事実施段階に記載している「(3)適正工期」に基づき適切に対応します。
124	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	設計調査するにおいて、成果を簡潔にしてほしい。数年度分を調査するのは資料として多すぎる。	②発注内容・設計照査【ケース2】に「課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。」「なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」と記載されているとおり、発注担当課に指導徹底します。
125	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	成果の量が多すぎる。最終版のみいいのでは。	②発注内容・設計照査【ケース2】に「課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。」「なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」と記載されているとおり、発注担当課に指導徹底します。
126	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	工種の変更がわかっているのであれば、決定するまで一時中止等の対応をお願いしたい。	工事の一時中止については「工事一時中止に係るガイドライン(案)」により適正に対応します。 また、「発注者の心得」の工事実施段階に記載している「(3)適正工期」に基づき適切に対応します。
127	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	ASPによる書類の共有は行われているが、決裁処理が遅くその後の書類作成や現場施工に影響している。	①協議書(協議・指示等)【ケース2】に「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」と記載しているのとおり徹底します。なお、総括打合せ前に、照査結果を事前に提出いただくなど事前準備にご協力をお願いします。 また、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。」と記載されており、①協議書【ケース1】で記載しているとおり、設計等時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
128	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	工事発注において照査の範囲を超える場合に、受注者に設計根拠の確認を行わせない様になりますとありますが、現場照査が足りていない為、実情に応じた実施設計図面が描けていない。よって、現場進捗における施工照査～図化は現場で行っている。	②発注内容・設計照査【ケース3】に「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」と記載されているとおり、契約書第18条の照査で求めている事実が確認できる資料以外のものについては受注者に求めないように指導徹底します。 また、②発注内容・設計照査【ケース1】に「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。
129	②発注内容・設計照査	香川県	工事受注者	発注者側の工程表がついているが、この工程通りに施工するのであれば同時施工が必要であると言ったら同時施工をしなければならない理由資料を提示してほしいといわれた。日作業量の考え方が違うもしくは必要作業が抜けている可能性が高いのでまず発注者側の工程資料を提示して頂きたい。発注者側の資料を基に差異を修正したほうが早い。	「発注者の心得」工事実施段階「(3)適正工期の確保」に「原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にし対応すること。」「設計の見直し等で工事着手までに期間を要する場合は、速やかに工事の一時中止手続きを行い適正工期を確保すること。」と記載しており、適正工期の確保に努めるとともに契約図書に基づき適切に対応するように指導徹底します。
130	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	業務から引き継いだBIM/CIMデータの属性情報付与について、必須のものが入力されず工事の完成時に入力することになった。未だに発注図面のCADデータもレイヤーエラーだらけで工事の納品時に修正している。契約時にエラーチェックをしたうえで資料の供与をしてもらいたい。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。 発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。 なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。 また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
131	②発注内容・設計照査	高知県	工事受注者	河川内の暫定掘削など、発注図が不必要に形状が複雑な場合があります。その都度、協議して形状を修正してことがあります。形状を単純化して施工効率を上げるなど発注時点で考慮していただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題や意見を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。 なお、現在「工事発注前検討会①の運用」に関する実務資料を作成中です。
132	②発注内容・設計照査	愛媛県	工事受注者	橋梁の配管・配線工は概算発注となるケースが多い。やむを得ないことは承知しているが、無くす方向でご検討願いたい。	当初設計の簡素化を目的に全国で実施しているものでありご理解をお願いしたい。 ただし、②発注内容・設計照査【ケース2】に「やむを得ず概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。」と記載しているのとおり事前準備に努め早期に指示が出せるように指導徹底します。
133	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	工事受注者	工事説明に同行した際、事業と工事内容を説明するが、議事録の作成が受注者側のみにしている	③地元、関係機関協議、支障物件【ケース①】に「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。」と記載しているのとおり遵守します。
134	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	工事受注者	支障物件が工事までに十分に対応されていない。移設・移動・撤去が不十分。	②地元、関係機関協議、支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
135	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	工事受注者	明らかに借地が必要な計画であり、どのようにしても借地しなければならない物は官借地としてほしい。発注時に明白である場合は発注段階で契約して欲しい。(受注者が借地をする時間が掛る上、官積以上の借地費用を求められる。ここ数年毎回そのような事になっている。)	③地元、関係機関協議、支障物件【ケース1】に「工事のための借地交渉について指定仮設は発注者が、任意仮設はあくまで任意によるものなので、受注者で作成をお願いします。ただし、比較規模が大きく、明らかに影響のあるものは、可能な限り指定仮設として発注者で対応することを徹底します。」について徹底します。 また、発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
136	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	発注者支援業務受注者	地元関係説明及び支障物件等の移設については、事前に完了して発注を行ってほしい。	②地元、関係機関協議、支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
137	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	発注者支援業務受注者	地元関係機関との調整や支障物件等の移設に関しては、事前に調整及び移設を終了してから工事の発注を行ってほしい。ただ、発注後調整等が出てきた場合は速やかに調整や申請を・移設を行ってほしい。	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の実現を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
138	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	発注者支援業務受注者	支障物件を移転してからの工事発注が望ましいと思いますので、移転に時間がかかる場合は発注時期を遅らせる等、調整してもらえると助かります。	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
139	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	発注者支援業務受注者	支障物件をすべて移転してからの工事発注が望ましいと思いますので、移転に時間がかかる場合は、発注時期を遅らせる等の対応をしていただくと助かります。	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
140	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	発注者支援業務受注者	支障物件がすべて移転してから工事を発注するのがいいと思いますので、移転に時間がかかるようでしたら、発注時期をずらす等の対応してもらえると助かります。(事業計画の見直し)	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
141	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	工事受注者	工事に影響のある支障物件(架空線・埋設物)等は、工事着手前までに移転の完了もしくは撤去して頂きたい	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
142	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	工事受注者	電柱などの支障物件の対応等が工事着手前に決まっていたり、決まっていなかったりまちまちである。	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
143	③地元、関係機関協議・支障物件			支障物件により施工出来ない箇所がある。 支障物件の移転又は撤去は工事発注時には処理してもらいたい。	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
144	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	工事受注者	占有業者の支障物件が解決できてなくて工事開始が遅れた等	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
145	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	工事受注者	施工箇所に關する撤去や移設が決まっていな支障物が多く、支障移転について協議しても返答に時間を要し、工事の段取りができません。	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
146	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	工事受注者	施工に影響のある支障物件(埋設物)は工事着手までに撤去していただきたい。	②地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手前までに原則として移転若しくは撤去を完了させるよう努めます。」を徹底します。 なお、②発注内容・設計照査に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」、「工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。」と記載されているほか、「発注者の心得」に「工事発注検討会①の開催により「工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針の明確化と関係者の共有を図る」と記載されているとおり、事前に整理した現場の課題や現地調査を踏まえた明確な条件明示も含めできるだけ設計図書に反映させるとともに、対応方針を受注者への情報提供を行います。
147	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	工事受注者	掘削作業のない工事では地下埋設物の調査の必要性が薄いと感じる。監督員と協議し省略可能となっているが、明らかに調査が不要な場合は発注図書への明示をしてほしい。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」と記載しているとおりに対応をお願いします。ただし、土木工事共通仕様書や土木工事安全施工技術指針等に記載されているとおり、受注者としての地下埋設物、架空線等上空施設の調査・報告等は必要となりますのでご注意ください。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
148	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	発注者支援業務受注者	必要ではあるが埋設物確認に時間がかかる。国はアナログ(NTTや電力などは埋設物確認依頼がオンラインである)	現時点においては、オンラインによる確認は困難であり、施設管理者の各種台帳による確認をお願いします。
149	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	工事受注者	地下埋設物について、明らかに無いものまで確認しないとけない。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」と記載しているとおりに対応をお願いします。ただし、土木工事共通仕様書や土木工事安全施工技術指針等に記載されているとおりに、受注者としての地下埋設物、架空線等上空施設の調査・報告等は必要となりますのでご注意ください。
150	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	工事受注者	地下埋設物確認書に国土交通省の記入欄があり受注後河川等調べてもらっているが、発注機関が国土交通省なので発注時に埋設物支障物件は提示してほしい。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。」と記載されているとおりに徹底するが、施設管理者が国土交通省のものについては必ず記載するように指導を行います。ただし、土木工事共通仕様書や土木工事安全施工技術指針等に記載されているとおりに、受注者としての地下埋設物、架空線等上空施設の調査・報告等は必要となりますのでご注意ください。
151	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	工事受注者	埋設物等は発注段階で調査すべきではないでしょうか。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。」と記載されているとおりに徹底します。ただし、土木工事共通仕様書や土木工事安全施工技術指針等に記載されているとおりに、受注者としての地下埋設物、架空線等上空施設の調査・報告等は必要となりますのでご注意ください。
152	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	工事受注者	新設工事：県道市道(支道)の通行止めにあたり、地元住民への周知、道路使用許可証、道路占用届等が多数発生する。官官協議等により書類削減を図ってほしい。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「事業に関することは発注者、工事施工方法に関することは受注者と役割分担を徹底します。」と記載しており、関係機関等との協議については発注者として事前協議を実施しておくように指導しますが、発注後の施工方法等に関する対応については受注者側でお願いします。
153	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	工事受注者	工事で使用する土地以外の継続借地を依頼され借地を実施した。工事共有の箇所(掘削土仮置場)は、発注者が借地すれば、手続き等が煩雑にならないと思われる。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「比較的規模が大きく、明らかに影響があるものは、可能な限り指定仮設として発注者で対応することを周知徹底します。」と記載しており、徹底を図ります。なお、工事共有の箇所(掘削土仮置場)で期間が長期にわたるようであればこれに該当すると考えています。
154	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	工事受注者	事務所発注の工事なのに他機関ならわかるが各課に確認に行かなければいけない	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」「発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に記載するようにします。」と記載されているとおりに徹底します。なお、②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の実査を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているとおりに、地下埋設物・架空線等も含め、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。
155	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	工事受注者	官民境界付近の施工がある場合、受注後早々に地権者への工事可否の打診は行ってほしい。施工計画、人員、資機材調達をするので、工事全体の計画、バランス調整時間にロスが出るためお願いします。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。」「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」「協議記録など重要な情報については、受注者との共有に努めることを周知徹底します。」と記載しているとおりに、発注者が地元説明等を積極的に行い、全体工程に影響が出ないように努めます。
156	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	工事受注者	【支障物件について】地下埋設物確認をすべての関係機関に行きサインをもらっていますが、国道に埋設している占用物件を開示してもらって、不明確なものに限って埋設物確認書を提出したい	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。」と記載されているとおりに徹底するが、施設管理者が国土交通省のものについては必ず記載するように指導を行います。ただし、土木工事共通仕様書や土木工事安全施工技術指針等に記載されているとおりに、受注者としての地下埋設物、架空線等上空施設の調査・報告等は必要となりますのでご注意ください。
157	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	工事受注者	地下埋設物等の支障物件について、設計時に支障物件の有無を確認し、関係各所に周知すれば、施工者が再度確認する必要がなくなると思います。立会等が必要な場合に占有者に確認を依頼すれば良いのではないのでしょうか。土木共通仕様書に記載されていると書かれていますが、共通仕様書の文章を変更すればいいと思います。P21-③-12の回答について出ていない。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。」と記載されているとおりに出来る限り発注前に調査を行い特記仕様書に記載することを徹底します。ただし、土木工事共通仕様書や土木工事安全施工技術指針等に記載されているとおりに、受注者としての地下埋設物、架空線等上空施設の調査・報告等は必要となりますのでご協力をお願いします。 ※土木工事安全施工技術指針(第3章 第1節 地下埋設物一般) 1. 工事内容の把握 (1)埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。 (2)設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に向き、道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。 なお、②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているとおりに、地下埋設物・架空線等も含め、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ります。
158	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	工事受注者	今年度から法改正により熱中症対策が義務付けとなったが従前の間接工事費補正が低すぎて現場と乖離があるのが実状。また施工時間帯の配慮など建前は結構だが、近隣住民・関係機関等への広報・周知活動は発注者側が率先して行うべきでは。	今年度から現場環境改善費として実施する内容のうち、熱中症対策・防寒対策については、現場環境改善費の率計上分と切り分けて積み上げとすることになっています。熱中症対策については、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策は積み上げとなるので協議・指示の対象です。現場管理費に計上される作業員個人に対する熱中症対策については率計上のため協議の対象としません。なお、積み上げ分が率計上分が判断しがたい場合は、監督職員に相談ください。 また、③【ケース1】に記載のとおり、事業に関することは発注者が説明を行います。工事施工方法等に関することは受注者にてお願いします。
159	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	工事受注者	対応に記載されていることをお願いしたい。事業に関する資料および説明を受注者がしている。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に記載のとおり、事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。過度な要求は拒否してください。
160	④施工計画書・施工管理体制	香川県	工事受注者	施工計画を具体的に書かないと指摘があり、簡素化どころがどんどん資料が多くなる。	④施工計画書・施工管理体制【ケース1】に「過度な作り込みを求めているものではありませんが…具体的に記載して下さい。」「施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものであり、土木工事共通仕様書、土木工事書類作成マニュアル等を参考に作成して下さい。」と記載しているとおりに対応してください。なお、施工計画の作成については、土木共通仕様書並びに土木工事安全施工技術指針等にも記載されており、施工条件等に応じて適正に作成する必要があります。当然、必要な内容が記載されておらず、作業計画書にも反映されていないほかその対応がなされていなければ工事故発生時の措置等は厳しいものとなりますので、その主旨を踏まえ作成してください。
161	④施工計画書・施工管理体制	高知県	工事受注者	現地調査なども施工計画書の訂正、差し替えを求められる場合があるが、資料の準備に手間がかかる場合がある。	④施工計画書・施工管理体制【ケース1】に「過度な作り込みを求めているものではありませんが…具体的に記載して下さい。」「施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものであり、土木工事共通仕様書、土木工事書類作成マニュアル等を参考に作成して下さい。」と記載しているとおりに対応してください。なお、施工計画書は受注者が提出し、監督職員等が受理した後に把握するものであり、特別な場合を除いて、受注者自らの責任のもと作成するものであり、監督職員等がきめ細かく訂正等を求めるものではないことを指導徹底します。ただし、施工計画の作成については、土木共通仕様書並びに土木工事安全施工技術指針等にも記載されており、施工条件等に応じて適正に作成する必要があります。当然、必要な内容が記載されておらず、作業計画書にも反映されていないほかその対応がなされていなければ工事故発生時の措置等は厳しいものとなりますので、その主旨を踏まえ作成してください。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
162	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	工事受注者	施工体制台帳を当初(第1回目)を提出するとき元請負も作成するが、契約時に提出している書類と重複するがあるので、台帳提出時には削除していただければ幸いです。	施工体制台帳は建設業法により作成が義務づけられているものであり、工事書類作成マニュアルに基づき作成してください。
163	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	工事受注者	発注担当者は「工事関係書類等の適正化指針」に基づいてくれているが、調整会議などに参加している第三者から資料作成や施工計画などを求められる。	第三者がどのような立場の者が不明ですが、工事関係書類等の適正化指針に基づき実施することとし、過度な要求がある場合は監督職員と相談してください。
164	⑤施工・安全管理	愛媛県	発注者支援業務受注者	施工・安全管理の内容が法律に即していないものが多数提出される。修正を依頼する資料作成(法律等の根拠資料)が大変なので作成マニュアルがほしい。	特記仕様書に記載されている「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「土木工事安全技術指針」等の諸法令を十分理解し、厳正に実施してください。なお、法律等は多岐にわたっておりマニュアルの作成は考えていない。
165	⑤施工・安全管理	愛媛県	工事受注者	労働基準監督署の抜き打ちパトロールで指摘されたことを、過剰なまでに重要視して「法令違反」とされるのは疑問に思う。労基職員も仕事でパトロールをしており、何か一つ指摘するのは慣例ともいえる。最も重いとされる「是正勧告」でも『行政指導』であり『行政処分』では無く、直ちに「法令違反」と判断されるのは違うのではと思う。施工業者や発注者とは違う目で現場を見てもらい、指摘事項は是正して、目指すところは無事故・無災害で何も問題ないのでは。	全てを法令違反という扱いで処理している訳ではなく、「是正勧告」等の内容について確認したうえで、法令違反の有無を判断しているものです。ただし、是正勧告というものは非常に厳しいものと考えています。
166	⑤施工・安全管理	愛媛県	工事受注者	交通誘導警備員の無資格者の教育記録は提出不要では。提示で良いと思う。	特記仕様書に「受注者は、交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する交通誘導警備員と確認できる一覧表のみを監督職員に提出するものとする。また、交通誘導警備員検定合格証及び警備員名簿については、監督職員から請求があった場合には提示しなければならない。」と記載があるとおりの一覧表のみの提出で構いませんが、安全上の問題となりますので、警備会社との契約のもと、受注者責任により適切な配置の適否など安全管理を徹底してください。
167	⑤施工・安全管理	愛媛県	工事受注者	近年の夏の猛暑に対して、現場ではできる限りの熱中症対策をしているが熱中症患者の発生を「工事故」扱いにされては、いざという時の対応に迷いが出てしまうのではないかと。熱中症患者発生報告は直ちに行うとして、現場状況・予防対策の有無・改正安衛法に違反していないか等を検証したうえで「事故」とするか「疾患」とするか判断してほしい。大切なのは、いざという時に人命最優先で行動できる環境作りだと思う。	令和7年6月に労働安全衛生規則が改正され熱中症対策が強化されています。なお、土木工事共通仕様書にも「工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする」と記載があるとおりの実施する内容を施工計画書に反映させるほか、建設現場で作業する従事者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性のある対策の推進をお願いします。ただし、施工計画書に基づき適切な対応を行うことが重要であるが、その対応に不備があれば場合によっては事故扱いになり得るのでご注意ください。
168	⑥工程管理	徳島県	工事受注者	事務所内で各現場の進捗状況把握のために会を開いているらしいが、その会のために履行報告提出日が期日より早くなっているのはどうかと思う	土木工事書類作成マニュアルに記載しているとおりの翌月の5日以外の提出は必要ありません。事務所には翌月5日以降の開催や最新履行報告書による対応など受注者に負担がかからないように指導します。ただし、監督職員等から見通し的な話をするケースもあるので、口頭で結構ですので対応にご協力ください。
169	⑥工程管理	愛媛県	工事受注者	履行報告書のみで実施工程表は提示とあるが、実施工程表を添付するように監督支援者から言われている。(他の工事事務所でも同様)	「土木工事書類作成マニュアル」に「実施工程表は、受注者が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから監督職員への提出は必要としないが、工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。」と記載されているほか、⑥工程管理にも「履行報告書のみで実施工程表は提示であることを徹底し、発注時の適正な工期設定を徹底します。」と記載されているとおりの対応が、必要に応じて提示を求めるものであり、提出まで求めないことをあらためて指導徹底します。
170	⑥工程管理	徳島県	工事受注者	履行報告書に毎月定点写真を添付しているが、本来は不要かと思えます。	履行報告書に写真の添付は不要ですが、写真管理基準のとおりの施工状況(工事施工中)の全景又は代表部分の工事進捗状況(月末)として整理しておいてください。
171	⑥工程管理	徳島県	工事受注者	協議や指示があっても工期に変更がないのでフォローアップばかりしないといけな	⑥工程管理に「フォローアップは実工程にて実施してください。」と記載しているとおりの指示書により想定される変更増や見込まれる工期延期(監督職員と調整)により適切な工程管理に努めてください。ただし、「発注者の心得」工事実施段階「(3)適正工期の確保」に「原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にし対応すること。」「設計の見直し等で工事着手までに期間を要する場合は、速やかに工事の一時中止手続きを行い適正工期を確保すること。」と記載しており、適切な時期に変更契約により工事内容、工期の延長変更を行うよう指導徹底します。また、契約書第22条(受注者の請求による工期の延長)においても「受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。」となっており、受注者協議により工期変更を行うことができます。
172	⑥工程管理	愛媛県	工事受注者	働き方改革にて完全週休2日制に取り組んでいますが、月毎の実施等にて行った場合、雨天による他工事への進捗影響を及ぼす事があります。改良工事と上部工事では雨天時の施工可否が有り、そういった工事が関連している場合は工事単位での休暇確保を出来る様に臨機対応願いたい。	令和7年度より工期全体の週休2日の補正については廃止しております。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉鎖についても閉鎖日数に含めることとしております。また、適正な工期設定に努めることとします。
173	⑦写真管理		工事受注者	検査等に備えた写真撮影 不可視部での段階確認を行った箇所の写真撮影を検査官に見せられるように撮影するのはいいと思う	検査時において、段階確認書。(書面は除く)は出来形、品質等を評価するために提示を求めているものであり写真で確認しているものではありません。なお、⑦写真管理に「写真管理基準2-4(3)のとおりの段階確認した箇所は、出来形管理写真、状況写真も不要であることを検査担当職員、監督職員または監督支援者に周知徹底を図ります。ただし、段階確認・立会については、監督技術基準等で定められた段階確認・立会項目を基本とします。」と記載しており徹底を図ります。ただし、ここに記載のとおり、全ての不可視部分において段階確認を行うことにはなっていないので写真管理基準で定められているとおりの受注者において撮影を行ってください。
174	⑦写真管理	高知県	工事受注者	検査時に写真管理基準以外の写真提示を求められるケースが多い	⑦写真管理【ケース2】に「検査も写真管理基準に基づき実施することを指導徹底します。」と記載されているとおりの徹底します。また、記載のとおり写真管理基準の撮影箇所一覧表(全体)では、施工状況写真について、「工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜撮影」、「不可視部分の施工 適宜撮影」することになっており、設計図書には発注図面のほか、共通仕様書(特記仕様書)や各種技術基準も含まれた幅広いものであり、その実施の確認として検査官が検査時に写真等により求めているものと考えています。
175	⑦写真管理	高知県	工事受注者	出来形写真において構造物の形が描けない スマホでの撮影になるのでよく誤字が後から発見されるので従来通りのデジカメが好ましい。	写真管理基準に示しているとおりの、スマホでの撮影を義務付けているものではなく、デジタルカメラを否定しているものではありません。デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものです。ソフトウェアについては受注者にて選定を行うものですが、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、< https://www.jcomsia.org/kokuban >に記載がありますのでご参照ください。
176	⑦写真管理	香川県	発注者	写真管理について、検査する検査官によって要・不要の意見があり、その関係で受注者が不要な写真も撮影していることがある。	⑦写真管理【ケース2】に「検査も写真管理基準に基づき実施することを指導徹底します。」と記載されているとおりの徹底します。また、記載のとおり写真管理基準の撮影箇所一覧表(全体)では、施工状況写真について、「工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜撮影」、「不可視部分の施工 適宜撮影」することになっており、設計図書には発注図面のほか、共通仕様書(特記仕様書)や各種技術基準も含まれた幅広いものであり、その実施の確認として検査官が検査時に写真等により求めているものと考えています。
177	⑦写真管理	徳島県	工事受注者	確認をしても写真を用意するように会社が指導をおこなう。受注者側から検査時に必要のないのなぜなのかと問うなど無駄なことはしない様に根強かせてほしい	⑦写真管理【ケース2】に「検査も写真管理基準に基づき実施することを指導徹底します。」と記載されているとおりの徹底します。また、記載のとおり写真管理基準の撮影箇所一覧表(全体)では、施工状況写真について、「工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜撮影」、「不可視部分の施工 適宜撮影」することになっており、設計図書には発注図面のほか、共通仕様書(特記仕様書)や各種技術基準も含まれた幅広いものであり、その実施の確認として検査官が検査時に写真等により求めているものと考えています。
178	⑨出来形管理書類	高知県	工事受注者	重要構造物以外の小構造物、土工等は必要以上に管理はいいと思う。	土木工事施工管理基準(出来形・品質)並びに写真管理基準に基づき実施してください。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
179	⑨出来形管理書類	徳島県	工事受注者	発注者がこういう管理はしてますかと案を出して頂くのは助かるが結果的に書類は増え続けている。	土木工事施工管理基準(出来形・品質)並びに写真管理基準に基づき実施してください。なお、この中に記載されているとおり、この管理基準によりがたい場合や基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うこととされていますが、工事書類作成マニュアルに記載しているのとおり、簡素化のために監督職員と調整(協議書は不要)により施工計画書へ記載することとしています。
180	⑨出来形管理書類	愛媛県	工事受注者	下請引取り検査において、通知等の書面のみとして欲しい。確認した資料との提示を求められる。	⑨出来形管理書類【ケース1】に「検測管理図は必要ありません。」「建設工事標準下請契約約款で規定された「検査の結果の通知」が適切に書面で実施していることを確認しているものです。」と記載されているとおり、検査時においては、検測管理図、検測状況写真などの確認を行わないよう指導徹底します。
181	⑨出来形管理書類	愛媛県	工事受注者	新設道路工事を多く経験する中で、舗装工事で敷設した埋設管路を防護柵工事のGR支柱打ち込みの際に損傷させる事故を何度か見たことがあります。その際、同路線の舗装工事に埋設管路の位置が分かる資料を作成依頼がくることもありましたが、不可視部分で特に後工程の施工で損傷の恐れのある工種については、写真撮影の細かなルールや後工事への引継ぎ資料、埋設管路埋戻し前に防護柵工事担当者で打合せの際は発注者側も同席するなどマニュアルがあっても良いと感じています。(写真や現物確認だけでなく、BIMSIM3次元の出来形データを残す方法もありだと思います)	埋設物の点群データより3Dモデルを作成し、次工程や維持管理段階での活用を行っている工事もあります。ご意見は参考とさせていただきます。
182	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	簡素化をお願いします。	完成後の維持管理を目的に「完成図作成要領」に基づき作成しているものであり、引き続き作成への協力をお願いします。なお、CAD製図基準等も踏まえ、工事書類簡素化に向けて取り組んでいきます。
183	⑪完成図書	香川県	発注者	コンサルタントの成果がCAD製図基準を満たしていないことがあり、この成果を準用した発注図書としているが、工事受注者が完成図を作成する際に、発注者(監督部署)もしくは本来はいけないう受注者が苦勞することとなっている。上流から改善していかないと、適正化指針が守れない状況にある課題もあると感じている	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
184	⑪完成図書	香川県	発注者支援業務受注者	発注図面がCAD製図基準に適合していないものが多々あり、現場での修正に多大な労力が必要となっています。発注段階で基準に沿った図面に発注いただきたい。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
185	⑪完成図書	高知県	工事受注者	発注図面データや指示図面データ(CADデータ)がCAD製図基準に準じていません。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
186	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	発注図面にエラーあり、完成図で修正が必要となる。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
187	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	契約図面について、レイヤー等は発注者にて修正はされていない図面が多々ある。(全く徹底されていない)	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
188	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	当初や変更時に受領する図面データがCAD製図基準に適合しておらず完成図面作成において修正に時間を要する。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
189	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	発注図が基準案にそって作成していないため、完成図作成時に時間を要する。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
190	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	発注図面がCAD製図基準と適合していないが、適合するようにすれば図面が線の記述が変化する。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
191	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	これまでの工事において、発注図面がCAD製図基準に適合していないケースが多くみられる。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。また、上記も含め、発注図等が確実にCAD製図基準に適合するように体制を構築します。
192	⑪完成図書	徳島県	工事受注者	維持工事で完成図は必要なのか?	経常維持の完成図については、基本的には必要ありません。ただし、構造物等で将来の管理上必要となるものについては、監督職員が指示します。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
193	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	舗装工事データベースと道路施設基本データ(舗装)で同じようなデータ作成が行われているのでどちらか一方にするなど省力化してほしい。また、完成後の管理資料等の作成が多すぎる。	内容が異なりますのでそれぞれ作成をお願いします。
194	⑪完成図書	愛媛県	工事受注者	P13に「道路施設基本データ作成要領(案)(暫定版)H28.3」に基づき作成とあるが、Web上には他の整備局の要領しかないため、四国地方整備局としての要領掲載をお願いしたい。	HPIに掲載します。
195	⑪完成図書	徳島県	工事受注者	共通仮設費の道路施設基本データ作成費について実際の作成費と大分違いがあります。工事内容によって大幅な作成時間がかかります。また道路施設台帳の作成マニュアルの明確化をしてほしい。	道路施設基本データについては、道路工事完成図等作成要領等に基づき作成をお願いします。なお、費用については全国統一の費用となっており、今後、改善に向けて申し入れを行います。
196	⑪完成図書	徳島県	工事受注者	道路工事の道路施設台帳等の書類をもっと簡素してほしい。できればしたくない。	道路施設台帳は、道路管理者が道路に関する基本情報を記録するための重要な台帳ですので作成をお願いします。
197	⑪完成図書	徳島県	工事受注者	道路施設台帳のシステムが古く使いにくい。また、積算と実費の乖離がある。できれば資料の提出のみで協力させてほしい。作成は別途業務の方で対応していただくと、書類作成時が大幅に減ずる。	道路施設基本データ作成要領(案)の改定を検討しております。また、費用については全国統一の費用となっており、今後、改善に向けて申し入れを行います。
198	⑭その他	高知県	工事受注者	受発注者共マンパワーが不足していることが根本的な解決に至らない原因であるように思います。ですので、受発注者の仕事を明確にしつつ、発注者が補い切れない仕事については受注者に委託し作業量にあわせ工期延長するといった事も可能とする体制構築を具申したい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に「工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生により手待ちなどがないように指導徹底します。」と記載しているのとおり、現場の課題を事前に整理するとともに、現地調査をしっかりと行うことにより設計図書の充実を図ることを目的として工事発注検討会①をスタートしたところであるが、受発注者の負担軽減を行うためにはその根幹となる設計図書を充実させることが不可欠であり、その取り組みを強化していきます。なお、現在『工事発注前検討会①の運用』に関する実務資料を作成中です。
199	⑪完成図書	香川県	発注者	「ケース2」完成図・発注図面の修正」とあるが、内容が完成図には該当しないように思う。発注図にはなくても、完成図としては作成が必要なものもあるため、勘違いが生じないよう「完成図」は削除してほしい。	【ケース2】は、協議時や完成図作成段階において影響が大きいためこういう標題としているが、2つ目の項目については、契約図面(指示図面を含む)という主語として追加します。
200	⑫監督体制・情報共有	香川県	工事受注者	竣工検査が、限定型であるにも関わらず、記載されていない物まで、技術検査官に求められる。技術検査官の持っている検査内容に齟齬があるのでは？	技術検査官は、検査開始前に受注者に対し、当該工事は「工事検査時に技術検査官が確認する書類を限定する工事」である旨を口頭にて宣言したうえで、検査を実施することを徹底します。なお、検査の過程で問題等が発生し、やむを得ず限定以外の追加資料による確認が必要となった場合は、受注者に了解を得たうえで追加資料の提示を求めるとします。
201	⑫監督体制・情報共有	愛媛県	工事受注者	同指針があるにも関わらず取り扱いは管内の各話所、出張所において未だバラバラ。業者サイドへ求める前に横の連携をとり意見交換・研修等行い統一して欲しい。※書類発議後1ヶ月以上放置し理由もなく書類差戻し、管理頻度の実例が無いなどで現場運営の停滞を招いている。	毎年年度当初に全体の周知説明会を実施し、また、アンケート調査後に調査結果を踏まえた各事務所毎に個別周知説明会を実施しているところであり、引き続き周知徹底に努めていきます。
202	⑫監督体制・情報共有	香川県	工事受注者	問題点や相談の際に受注者側の説明不足もあるのかもしれませんが、現場技術員と監督員間で上手く伝わっていないことがあります。	①協議書【ケース3】に記載のとおり、協議書の添付資料については、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には「現地地形図、設計図と対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。」と記載されているとおり必要最小限の資料で結構ですので、契約図書(指示図面を含む)を基に、変更設計図を意欲して作成をお願いします。また、⑫監督体制・情報共有にも記載しているのとおり、監督職員と工事監督支援が日常的に情報共有するなど統一的な判断ができるように努めます。
203	⑬設計変更	香川県	発注者支援業務受注者	歩掛見積の提出にあたって要求しないとされる「過度に詳細な調査表」や、「過剰な根拠資料」の程度がわからないことから、施工業者の感覚にも乖離がある。ケースバイケースであるが、過剰とならない程度の必要な根拠資料や規定とする帳票等について土木工事書類作成マニュアルに例示等を整理してほしい。	ケースバイケースであり、歩掛構成上の必要最小限のもので良いという主旨であり、例示することは困難です。事前に発注担当課と歩掛作成において最低限必要な調査内容(項目等)、調査日数等について、十分に調整した上で調査を開始してください。なお、必要以上の過剰な要求がある場合は拒否してください。※特記仕様書で対象となった施工合理化調査は除く
204	⑬設計変更	高知県	工事受注者	歩掛見積もりの必要の有無の再検討を願いたい。(条件が同じ現場での簡略化希望)	変更設計における歩掛見積は、発注担当課から定められた歩掛見積依頼書により依頼先(施工者1社)へメール等で依頼(本来は指示・協議時点)し、その見積歩掛について、施工時に歩掛調査を求め、見積歩掛の妥当性確認を行っているものです。(ただし、条件明示等により実績精算する場合を除く。)
205	⑬設計変更		工事受注者	発注者より、3社見積書の提出依頼がありますが、ケースによっては、2社見積書の提出となります。ご理解をいただきたいです。	⑬【ケース1】に「材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」、「見積協議上、価格のすりあわせを行うことを目的に参考(相見積ではない)までをお願いするケースはあります。」と記載されているとおりですが、工事標準積算基準書においても、正式な歩掛見積、材料見積は発注者(発注担当課)が3社以上から徴収することになっており、受注者が対応するものではありません。以上を踏まえ、相見積は法令違反となる恐れもあることから提出を求められた場合は拒否してください。
206	⑬設計変更	高知県	発注者支援業務受注者	適正化指針には3者見積もりを求めないと記載があるが、未だに積算室から3者見積もりの提出を求められる状態である。結局、受注者が3者の金額を合わせて出してくるため、受発注者お互いに時間の無駄であると考えている。	⑬【ケース1】に「材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」、「見積協議上、価格のすりあわせを行うことを目的に参考(相見積ではない)までをお願いするケースはあります。」と記載されているとおりですが、工事標準積算基準書においても、正式な歩掛見積、材料見積は発注者(発注担当課)が3社以上から徴収することになっており、受注者が対応するものではありません。以上を踏まえ、相見積は法令違反となる恐れもあることから提出を求められた場合は拒否してください。
207	⑬設計変更	高知県	発注者支援業務受注者	変更時の見積書を3社分、求められる。(実際使用したモノ(会社)以外の見積書が必要な理由が不明確)	⑬【ケース1】に「材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」、「見積協議上、価格のすりあわせを行うことを目的に参考(相見積ではない)までをお願いするケースはあります。」と記載されているとおりですが、工事標準積算基準書においても、正式な歩掛見積、材料見積は発注者(発注担当課)が3社以上から徴収することになっており、受注者が対応するものではありません。以上を踏まえ、相見積は法令違反となる恐れもあることから提出を求められた場合は拒否してください。
208	⑬設計変更	香川県	工事受注者	設計変更:建設物価の材料単価より購入単価が著しく相違のある場合、建設物価価格を選出しているが概ね調査対象が東京と大阪(競争があるであろうと減額しています)であることから実勢単価で相見積もりとする方が材料選定に幅ができる。	具体的な内容が不明ですが、設計単価は実勢価格を反映した物価資料等をもとに算出しており、適正価格となっていると考えています。
209	⑬設計変更		工事受注者	週休二日交代制で、代休を確保し土日の当番としているが、応急処理事業が発生しない場合損をしている	一般的な自宅待機については費用は計上できませんが、災害時等の特別な事情がある場合については監督職員と協議してください。
210	⑬設計変更	徳島県	工事受注者	累計降雨量が一定数値以上になると巡回を行うが、巡回まで待機が発生する。巡回待機の費用も計上してほしい	一般的な自宅待機については費用は計上できませんが、災害時等の特別な事情がある場合については監督職員と協議してください。
211	⑬設計変更	高知県	発注者	設計変更のための歩掛見積の作成が大変なので、もっと簡素化してほしい	変更設計における歩掛見積は、発注担当課から定められた歩掛見積依頼書により依頼先(施工者1社)へメール等で依頼(本来は指示・協議時点)し、その見積歩掛について、施工時に歩掛調査を求め、見積歩掛の妥当性確認を行っているものです。(ただし、条件明示等により実績精算する場合を除く。)
212	⑬設計変更	徳島県	発注者支援業務受注者	工事や業務の予算管理(3割超え等)の中で概算金額を算出する時があるが、この時に算出する金額の算出は積算業務なのか技術資料作成業務なのか不明。Excel等で計算出来る程度の精度であれば問題ないが、精度の高い管理を求められると積算の精度も上げる必要がある。どこまでを技術資料作成でして、どこからを積算業務に振るのが不明。	本来、指示はその都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、受注者との契約に値するものであり、概算金額ではあるが程度の精度は求められると考えています。そのため、概算金額については発注担当課(技術資料作成)が基本ですが、受注者協議による軽微なものは工事監督支援によるものと考えていますが、内容に応じて適正な業務分担になるよう調査(監督)職員と相談して下さい。

No.	項目	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
213	⑬設計変更	高知県	工事受注者	道路維持工事等に見られる、当初予定していない新規材料等を大量に設計変更する必要がある場合、発注者がすべて見積もりを取るの現状のような、9月末と年度末に発注者変更数量確認するやり方では難しいと考えます。これまでのように、受注者が三社見積もりを提出するか、発注者側が毎月新規材料を確認し、その都度、見積もりを取るようなやり方が必要だと考えます。(そんなやり方は、発注者の負担が大きいですか?)	⑬【ケース1】に「材料等の見積りは発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」「見積協議上、価格のすり合わせを行うことを目的に参考(相見積ではない)までにお願するケースはあります。」と記載されているとおりであるが、工事標準積算基準書においても、正式な歩掛見積、材料見積は発注者(発注担当課)が3社以上から徴収することとなり、受注者からの相見積は法令違反の恐れも発生することから不可としています。(提出を求められた場合は拒否してください。) 新規材料の見積等が必要な場合は、指示書毎に必要なと思われるものを監督職員等で整理するとともに、定期的にその情報を発注担当課に上げ、見積作業の効率化が図られスムーズな設計変更が行える体制を構築します。
214	⑭その他	愛媛県	工事受注者	週休2日の実施状況は週間工程で把握できると考えますので、毎月提出の必要はないと考えます。	現場閉所の確認は、既存資料、カレンダーなどの必要最小限の資料を用いて確認することとしておりますのでご協力をお願いします。 ⑭その他の【ケース2】として、週休2日を追加し、具体的内容を追加します。
215	⑭その他	愛媛県	工事受注者	完全週休2日が常態化してきているため週休2日の報告書類をもっと簡素化できないでしょうか。	現場閉所の確認は、既存資料、カレンダーなどの必要最小限の資料を用いて確認することとしておりますのでご協力をお願いします。 ⑭その他の【ケース2】として、週休2日を追加し、具体的内容を追加します。
216	⑭その他	徳島県	工事受注者	維持工事であり週休二日交代制を実施しているが、確認資料を簡素化してほしい。作業員一人ひとり作るのが大変	現場閉所の確認は、既存資料、カレンダーなどの必要最小限の資料を用いて確認することとしておりますのでご協力をお願いします。 ⑭その他の【ケース2】として、週休2日を追加し、具体的内容を追加します。
217	⑭その他	徳島県	工事受注者	数量の変更や工事金額に関わる事項については、『協議』が必須であると考えます。しかし、ガイドライン等に「監督職員と協議すること」と記載されている事項については、軽微な内容であっても都度『協議書』としてASPIにて発議しているのが現状です。受注者側では、軽微か否かの判断ができないため発議していますが、ガイドライン等で明確に区分を示していただければ、書類作成の簡素化につながると感じます。また、本件に関する回答についても「担当監督職員と協議するよう」となることが想定されますので、それも含めて総括的にご検討いただきたいと思います。	協議は契約書18条(条件変更)に記載されているとおり設計図書(発注図面・仕様書(特記仕様書含む)、工事数量総括表・質問及び回答書)との差異がある場合は必ず必要なものであり、軽微か否かの判断で行うものではありません。なお、直轄請負工事における設計変更ガイドラインで示しているものは、設計変更の可否が記載されているものであり協議の有無を示したものではありませんのでご注意ください。ケースバイケースであると考えますので指針への記載は行いませんが、「協議」が必要かどうかは事前に主任監督員と相談してください。 ※照査の範囲を超える契約書第19条の発注者自らが行う設計変更(指示含む)は除く
218	⑭その他	愛媛県	発注者支援業務受注者	工事監督支援と資料作成業務にて、仕事の線引きができていない。グレーゾーンがあるのは理解できますが、未だ仕事の押し付け合いになっている。揉めている担当者は指示等の遅れが生じ、受注者も困っているようです。解決方法はありませんか?	照査範囲を超えないものは工事監督支援の範疇、当初契約に入っていないものや大幅な構造変更など照査の範囲を超えるものは発注担当課(技術資料作成含む)の範疇と考えています。以上を踏まえ、発注担当課と十分に調整の上、遅れが生じないように適切に対応してください。
219	⑭その他	高知県	発注者支援業務受注者	発注者の業務が多忙すぎて、技術員のみで現場対応することがある	発注者支援業務の仕様書に基づき実施するものであり、本来発注者として行うべきものを指示された場合については調査職員と協議を行ってください。
220	⑭その他	徳島県	工事受注者	ASPシステム選定に書類提出不要とあるが 特記仕様書(工事施工中の情報共有システムの活用)は 協議し承諾を得なければならないとなっていたことから、発注者へ工事関係書類等の適正化指針の該当ページを説明したが 協議書の提出を指示された	情報共有システム(ASP)の選定や契約にあたり、利用開始日や必要ユーザー数などの監督職員への確認書類の提出は不要です。(電話やメール等による確認でよい。) なお、R7.12にASP選定手続きに関して協議等は不要であることを再周知し、特記仕様書の記載も変更しています。
221	⑭その他	高知県	工事受注者	情報共有システムの選定にあたり確認書類の提出は不要となっていますが、特記で協議して承諾をえることとなっているので、協議書を提出しています。協議は必要ですか?	情報共有システム(ASP)の選定や契約にあたり、利用開始日や必要ユーザー数などの監督職員への確認書類の提出は不要です。(電話やメール等による確認でよい。) なお、R7.12にASP選定手続きに関して協議等は不要であることを再周知し、特記仕様書の記載も変更しています。
222	⑭その他	徳島県	発注者支援業務受注者	Q&A方式でなくマニュアル形式にして何々は必要ない等記載してほしい	適正化指針は土木工事書類作成マニュアル等に触れられていない、あるいは取扱いが曖昧なケース等について、対応方法を整理し、具体的な対応事例を明示しているものであり、マニュアル形式にする必要はないと考えています。なお、アンケート調査等による意見は適正化指針や土木工事書類作成マニュアルに反映させています。
223	⑭その他	香川県	工事受注者	適正化指針を読んでいないようにとれる現場技術員が多い。こちらで適正化指針の何ページに記載されている事項です。と説明しなければならぬので講習会等を開き指導して頂きたい。	毎年年度当初に全体の周知説明会を実施し、また、アンケート調査後に調査結果を踏まえた各事務所毎に個別周知説明会を実施しているところであり、引き続き周知徹底に努めていきます。
224	⑭その他	愛媛県	工事受注者	完成検査のための資料作成を行わなければならないという圧力を感じるため、簡潔な資料作成に統一していただきたい。	土木工事書類作成マニュアルに基づき書類作成をお願いします。
225	⑭その他	高知県	工事受注者	検査時において、特記仕様書記載検査項目以外の事について確認をされます。その他については、プロセスチェック時に発注者確認を受けております。	技術検査官は、検査開始前に受注者に対し、当該工事は「工事検査時に技術検査官が確認する書類を限定する工事」である旨を口頭にて宣言したうえで、検査を実施することを徹底します。 なお、検査の過程で問題等が発止し、やむを得ず限定以外の追加資料による確認が必要となった場合は、受注者に了解を得たうえで追加資料の提示を求めるものとします。
226	⑭その他	愛媛県	工事受注者	一部材料が急激に高騰しておりインフレライドを行っても積算システム上8月からの起算にしかならず4-8月の間は差額が業者負担になります。実施物価高騰時期とリンクして対応願いたい。	インフレライドについては官単価を基準に計算します。官単価は市場調査により決定しますので、急激な価格高騰時には実際の取引価格との差が生じる場合があります。実際の購入価格での変更金額の算出が可能な単品スライドもご検討ください。
227	⑭その他			現場環境改善費については、結局、協議とは名ばかりで全額作業員のためにのみ執行が目立ち、発注者の意見が反映されることは近年では無くなったので、現場管理費に含めることで、双方ともに書類が減ると考えます。	現場環境改善費は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものであり、維持工事等を除き、すべての屋外工事を対象としています。 現場労働者の作業環境の改善は勿論のこと、これからは、担い手不足と言われる時代であり、事業の広報や建設業のPRなど積極的にやっていく必要があります。作業環境の改善は主に受注者側で任意に考えるものですが、事業の広報等については、事業内容や地域性等を考慮の上、受発注者が協議の上、効果的なものを実施する必要がありますので、ご協力をお願いします。 なお、今年度から現場環境改善費として実施する内容のうち、熱中症対策・防寒対策については、現場環境改善費の率計上分と切り分けて積み上げとすることになっています。熱中症対策について、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策は積み上げとなるので協議・指示の対象です。現場管理費に計上される作業員個人に対する熱中症対策については率計上のため協議の対象としません。なお、積み上げ分が率計上分が判断しがたい場合は、監督職員に相談ください。
228	⑭その他	愛媛県	工事受注者	現場環境改善費は協議が必要だが、認められる改善費の幅が狭く事例等があればよい。	現場環境改善費は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものであり、維持工事等を除き、すべての屋外工事を対象としています。 現場労働者の作業環境の改善は勿論のこと、これからは、担い手不足と言われる時代であり、事業の広報や建設業のPRなど積極的にやっていく必要があります。作業環境の改善は主に受注者側で任意に考えるものですが、事業の広報等については、事業内容や地域性等を考慮の上、受発注者が協議の上、効果的なものを実施する必要がありますので、ご協力をお願いします。 なお、今年度から現場環境改善費として実施する内容のうち、熱中症対策・防寒対策については、現場環境改善費の率計上分と切り分けて積み上げとすることになっています。熱中症対策について、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策は積み上げとなるので協議・指示の対象です。現場管理費に計上される作業員個人に対する熱中症対策については率計上のため協議の対象としません。なお、積み上げ分が率計上分が判断しがたい場合は、監督職員に相談ください。
229	⑭その他	香川県	工事受注者	現場環境改善費は実施内容の検討一監督職員と協議を行って実施するが、施工場所によっては地域との積極的なコミュニケーションが図れない為実施内容の検討に時間を有す。作業環境を整えることに特化してもよいのではないかと。	現場環境改善費は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものであり、維持工事等を除き、すべての屋外工事を対象としています。 現場労働者の作業環境の改善は勿論のこと、これからは、担い手不足と言われる時代であり、事業の広報や建設業のPRなど積極的にやっていく必要があります。作業環境の改善は主に受注者側で任意に考えるものですが、事業の広報等については、事業内容や地域性等を考慮の上、受発注者が協議の上、効果的なものを実施する必要がありますので、ご協力をお願いします。 なお、今年度から現場環境改善費として実施する内容のうち、熱中症対策・防寒対策については、現場環境改善費の率計上分と切り分けて積み上げとすることになっています。熱中症対策について、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策は積み上げとなるので協議・指示の対象です。現場管理費に計上される作業員個人に対する熱中症対策については率計上のため協議の対象としません。なお、積み上げ分が率計上分が判断しがたい場合は、監督職員に相談ください。